

ワクチン接種済・検査陰性結果確認

(1) ワクチン・検査パッケージについて

① 販売時の同意事項

■ 旅行者の同意事項

✓ワクチンの3回接種歴またはPCR検査等の結果が陰性であること

旅行者全員の確認が必要です。

未就学児及び小学生（概ね12歳未満）は同居する親等の監護者が同伴する場合には、検査を不要とします。ただし、自粛要請の対象となる場合（まん延防止等重点措置等に係る都道府県またぎ移動が該当）にあたっては、6歳以上12歳未満は検査が必要になります。
※修学旅行等学校等の活動については適用しません（ただし、教員等の引率に係るものを除く）。

✓利用者以下の内容の同意を得る

- ・ワクチン3回接種歴又は検査結果の陰性が利用条件であること。
※ワクチン3回目接種当日から適用可能
- ・予防接種済証等又は検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に確認を行う者に提示すること。
- ・ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があるため、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあるため、基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。

✓予防接種済証等または検査結果通知書を確認すること

旅行開始前までに陰性であることを確認してください。検査費用は利用者負担になります（検査費用が商品に含まれない場合）。

予防接種済証等または検査結果通知書の確認方法に基づき、原本（予防接種済証等はコピー・画像、検査結果通知書はメール確認も可）にてご確認ください。

※予防接種済証等の確認は、出来る限り事前（販売時等）に行ってください。

また、確認の重複や確認漏れを防ぐため、事前確認を行わなかった場合は、事前確認の状況について、当日確認を行う方に伝達してください。

※予防接種済証等又は検査結果通知書の確認において写しをとることや事務局への提出は不要です。

② 販売後～旅行開始日

■ 予防接種済証等または検査結果通知書の確認

下記のいずれかを確認ください。

① 予防接種済証等の確認

- ・本人であること（身分証明書等により確認）
- ・3回目の接種年月日
- ・ワクチンの3回目のシールが貼られていることを確認※予防接種済証の場合のみ

② 検査結果の確認（検査結果通知書にて確認）

- ・本人であること（身分証明書等により確認）
- ・検査結果（陰性であることを確認）
- ・有効期限（旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認）
- ・検査方法（PCR検査等、抗原定性検査のいずれかであることを確認）

■ 条件を満たさない場合の運用

① 検査結果が陽性的場合

- ・医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す。
- ・同行者が陽性であり、本人がその同居人である等、濃厚接触者と考えられる旅行者については、保健所に相談する等の対応を促す。

② ①以外で条件を満たさない場合は補助対象外

（検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合等）
・旅行事業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合は案内を行う（検査キットは、薬事承認されたものを使用すること）

※上記の抗原定性検査の実施が難しい場合

→ツアーについては、ツアー販売時に示している対応方法（取消等）を案内する。

③ 旅行者が旅行当日に補助の対象外となった場合

グループ内の一部の者が「ワクチン接種歴や検査結果の確認」等の基準を満たしていないことが判明した場合の補助金適用については、1人当たりの旅行商品の値段を切り分けて算出できる場合は、基準を満たしていない者のみを補助の対象外とすることを基本とし、1人当たりの値段を切り分けて算出できない場合は、グループ全員を補助の対象外としてください。

ワクチン接種済・検査陰性結果確認

(1) ワクチン・検査パッケージについて

③参考：適用可能日一覧

■ ワクチンの3回接種歴 (※ワクチン3回目接種当日から適用可能)

⇒ 予防接種済証・接種記録書・接種証明書のいずれかで確認。

【例】10/24にワクチン3回目接種 → 10/24から宿泊可能です。

■ PCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む)

⇒ 宿泊当日の3日前以降に検体採取を行った場合で、検査結果通知書により陰性であることが証明

■ 抗原定性検査

⇒ 宿泊日の前日または宿泊当日に検体採取を行った場合で、検査結果通知書により陰性であることが証明

【例】10/24に宿泊する場合

	経過日			3	2	1	宿泊日
検体採取日	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24
PCR検査等	← 検査結果陰性【対象外】 →			← 検査結果陰性【対象】 →			
抗原定性検査	← 検査結果陰性【対象外】 →			← 検査結果陰性【対象】 →			

■ PCR検査・抗原定性検査の陰性証明は各予約ごとに有効な証明書が必要です。

【例】10/23 抗原定性検査 陰性

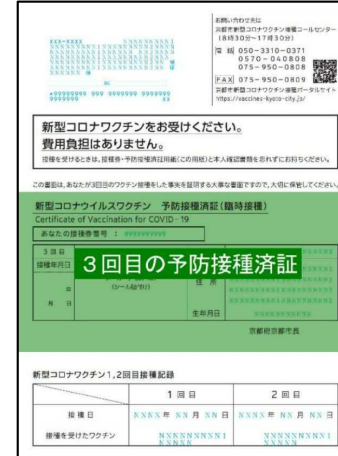
10/24~10/25 Aホテル宿泊→対象

10/25~10/26 Bホテル宿泊→対象外

※10/24又は10/25に陰性証明ができない場合

④接種済証や検査結果通知書等の書式や必要項目等

〈予防接種済証の場合〉

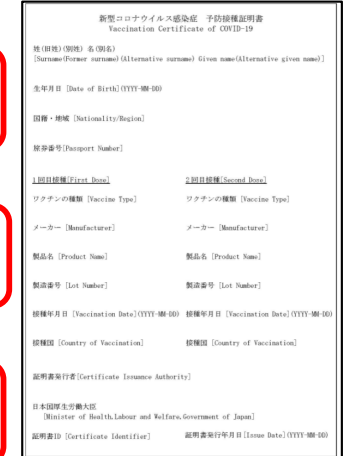


3回目シールが貼られているか確認。

運転免許証等により、本人のものか確認

3回目シールが貼られているか確認。

〈接種証明書の場合〉



〈検査結果通知書の様式例〉

検査結果通知書

この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
 ・ 利用の際に、身分証明書とともに提示してください。
 ・ 新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。
 陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。

受検者氏名 ○○ ○○ (フリガナ ○○ ○○)

検体採取日* 2021年09月08日

検査結果 陽性・陰性・判定不能

有効期限** 2021年09月08日

検査方法 PCR検査等・抗原定量検査・抗原定性検査

検体 唾液・鼻腔ぬぐい液・鼻咽ぬぐい液

使用した検査試薬又は検査キット名 ○○ ○○

*1 検査日のみわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。
 *2 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

事業所名(又は検査所名) ○○ ○○

検査管理者氏名 ○○ ○○

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

【検査結果通知書】
次の項目が記載された検査結果通知書の提示・確認が必要

- ①受検者氏名
- ②検査結果
- ③検査方法
- ④検査所名
- ⑤検体採取日
- ⑥検査管理者氏名
- ⑦有効期限